

## **〔事案 28-340〕 契約無効請求**

・平成 29 年 8 月 31 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

契約内容が、募集人に伝えた要望どおりの内容になっていなかったこと等を理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 6 年 9 月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効とし既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時、募集人に「保険料が 200 万円位の生命保険に入りたい」「月払いはしない」と伝えていたが、契約時に前払金約 200 万円を支払う他、将来的に毎月保険料の支払いが必要な契約内容であった。
- (2) 契約内容について詳細な説明はなく、設計書も見していない。
- (3) 死亡保障と医療保障の特約が、希望していないにもかかわらず付加されている。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人から契約時点での支払可能金額が約 200 万円と聞いたので、提案した。
- (2) 契約前に、募集人は設計書を用いて説明している。
- (3) 保険証券には前納保険料の充当期間が明示されている。
- (4) 当初、申立人は、紹介者が契約した一時払養老保険を希望したが、その保険は死亡保障が少なく医療保障は無かったので、申立人が希望して特約を付加した。
- (5) 申立人は、前納期間終了後の平成 12 年に、特段の申し出もないまま払済保険に変更しているので、前納保険料充当期間経過後に毎月の保険料支払いが必要となる認識はあった。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人が契約内容や保険料について当然に誤解したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。